

令和8年4月23日

上 申 書

伊賀市  
市長 稲森稔尚 様

伊賀市水道水源保護審議会 様

事業計画者：大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号  
伊賀環境サービス株式会社  
代表取締役 岸 田 昌 信

弊社は、弊社が計画している「(仮称)大山田安定型最終処分場設置及び運営事業」(以下「本件事業」といいます)に関し、以下のとおり上申致します。

弊社は、御庁に対し、伊賀市水道水源保護条例に基づき、令和6年5月1日、本件事業にかかる「(規制)対象事業協議書」を提出させていただき、同年10月17日を第1回目として、伊賀市水道水源保護審議会にて、本件事業にかかる事業場が規制対象事業場であるか否かの審議中です。

しかしながら、第1回目から起算して約1年6ヶ月以上経過しても未だ判断がなされておりません。

つきましては、伊賀市行政手続条例第9条1項に従って、規制対象事業場であるか否かの判断時期の見通しを書面にて明確に示していただきますようお願い申し上げます。

同審議会における審議結果(意見)の判断を理由なく遅延させること、あるいは条例に基づく判断を長期間示されない場合、「不作為の違法」に該当し得る可能性もございますので、この点、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上